

プラスチック製地下貯留浸透施設技術指針（案）令和 6 年度改訂版

修 正

P19 ページ

3.4 シートの選定

§ 10 シートの選定

(1) 遮水シートの選定 3 行～6 行

遮水シートは、貯留構造体の外面と周辺地盤との間に敷設するシートで、一般的に貯留構造体の全面を隙間なく包囲して使用する。また、遮水シートの破断を防ぐため、原則として遮水シートの外側と内側を保護シートで包囲する。さらに、貯留構造体に土砂が流入しないように貯留構造体の上面には透水シートを用いて包囲する。



上部に透水シートを用いる場合があるという例外を示す文章が、文章の一部が欠落したため、貯留槽の上部には透水シートを用いることが必須のように読めてしまう。そのため、下線部を削除し、例外を注記として記載した。

【修正】

遮水シートは、貯留構造体の外面と周辺地盤との間に敷設するシートで、一般的に貯留構造体の全面を隙間なく包囲して使用する^{注1}。また、遮水シートの破断を防ぐため、原則として遮水シートの外側と内側を保護シートで包囲する。

注 1：貯留槽上面に透水シートを用い、貯留槽上部の土壌に浸透した雨水を貯留槽内に流入させるなど、目的や構造によって、一部に遮水シート以外を用いる場合もある。